

専門用語の解説

○IUCN：国際自然保護連合（International Union for Conservation of Nature and Natural Resources）のこと。IUCN は、ユネスコの世界遺産委員会に対し、公式な諮問機関の役割を得ている。

○クライテリア：世界遺産の登録基準のこと。

世界自然遺産の登録基準は、以下のクライテリアの1つ以上に合致する世界的に見て類いまれな価値を有し、法的措置等により、評価される価値の保護・保全が十分担保されていること、管理計画を有すること等の条件を満たすことが必要。

※（i）～（vi）は世界文化遺産のクライテリア

（vii）自然景観

最上級の自然現象、又は、類いまれな自然美・美的価値を有する地域を包含する。

（viii）地形・地質

生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形学的又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本である。

（ix）生態系

陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群集の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本である。

（x）生物多様性

学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含する。

○PDCAサイクル：PDCA サイクルという名称は、サイクルを構成する次の4段階の頭文字をつなげたものである。

Plan（計画）：従来の実績や将来の予測などをもとにして業務計画を作成する

Do（実施・実行）：計画に沿って業務を行う

Check（点検・評価）：業務の実施が計画に沿っているかどうかを確認する

Act（処置・改善）：実施が計画に沿っていない部分を調べて処置をする

この4段階を順次行って1周したら、最後のActを次のPDCAサイクルにつなげ、螺旋を描くように1周ごとにサイクルを向上（スパイラルアップ、spiral up）させて、継続的に業務改善する。

○**OMAB計画**：昭和46年に発足したMAB（Man and Biosphere）計画は、「人－Man」が営むあらゆる活動と「環境－Biosphere」との相互関係を理解し、資源の持続可能な利用と環境保全を促進することを目的とした国際協力プログラム。

その活動の一つとして、自然保護と持続可能な利用を考えて、自然と人間との相互関係の構築を目指した地域を「生物圏保存地域 Biosphere Reserves;BR」に認定。

BRにおいては、中核地区では生物多様性（景観・生態系・種と遺伝的多様性）の保護、緩衝・移行地域では地域社会に恩恵をもたらす社会経済開発、さらに科学的調査、研修・教育、モニタリング、人々の参画などを通じ、ゾーン間での機能的な結びつきを確立することを目標。

○**屋久島山岳部利用対策協議会**：屋久島の世界自然遺産登録（平成5年12月）を契機とした山岳部への入込者の増加に伴い、自然環境への影響や登山者の集中による問題が懸念されたことから、それらの問題を解決していくために設置（平成6年）。関係行政機関や屋久島警察署、（社）屋久島観光協会、（財）屋久島環境文化財団で構成。

○**順応的管理**：計画における未来予測の不確実性を認め、計画を継続的なモニタリング評価と検証によって随時見直しと修正を行いながら管理する、マネジメント手法。

○**特定鳥獣保護管理計画**：野生鳥獣の科学的・計画的保護管理を行うための「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく計画制度。増えすぎたり又は減りすぎたりした動物の種の地域個体群を特定し、適正な個体数に導くための計画。

平成11年、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」の改正によって定められた制度。地域個体群の安定的な存続を前提として、適切な保護管理（個体数調整を含む）によって人と野生鳥獣との共生を図ることを目的。

特定鳥獣保護管理計画は鳥獣保護事業計画の下位計画であり、都道府県知事により各都道府県の鳥獣保護事業計画に基づいて鳥獣の種類ごとに策定。計画が策定された場合、都道府県知事は、環境大臣が定めた捕獲の禁止又は制限を緩和することが可能。

事業の実施効果を随時モニタリングし、その結果を計画の目標や事業内容に反映させるフィードバックシステムが特徴。